

8 選考方法

申請書類に基づき、大阪市西成区社会福祉協議会にて審査のうえ、承認（一部減額を含む）または不承認を決定します。

9 決定通知

結果については、文書で通知します。

《決定通知後のおおまかな手続きについて》

・「助成請求書（様式3）」を提出し、申請団体名義の指定口座への振込により助成を行います。

・事業完了後30日以内に「事業報告書・精算書（様式4）」及び必要書類を提出してください。

※詳しくは、助成決定団体にお知らせします。

10 その他

(1) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問合せをさせていただくことがあります。

(2) 助成後に交付対象の事業が行われなかった場合、あるいは年度内に実施が困難となった場合は、速やかに大阪市西成区社会福祉協議会に申し出のうえ、返還してください。

(3) 今回の募集で助成総額予算を超えない場合、以後の申請は随時受け付けて審査を行い、年度予算を超えた時点で終了とします。

《申込み、問合せ先》

社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会 地域支援担当：稲田

〒557-0041 大阪市西成区岸里1-5-20 西成合同庁舎8階

電話 6656-0080 FAX 6656-0668